

市第24号議案関連資料

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

「公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限」を一部変更し、健康保険法第 70 条第 3 項の規定等に基づき講ずる措置として、紹介状を持たない初診等の患者に対して一定額以上の初診料等を求めることとし、料金の上限を設定するものです。

※地方独立行政法人法第 23 条に基づき、市大は料金を徴収する場合、その上限額を設定しますが、設定するためには市長の認可が必要であり、認可をする場合には、あらかじめ議会の議決を経ることとされています。

1 制度の概要

平成 27 年 5 月 27 日に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、医療保険制度における負担の公平化や、保険医療機関の相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進を目的として、健康保険法の一部が改正されました。

法改正を受けて、「保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）」等も改正され、かかりつけ医等からの紹介状を持たない患者が、^{※1}大病院を初めて受診するときなどに、^{※2}大病院は当該患者に一定額以上の初診料等の支払いを求めることが義務付けられました。

『保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）』等による定め

※1 「大病院」の定義

特定機能病院及び一般病床 500 床以上の地域医療支援病院

特定機能病院…病床数が 400 床以上かつ高度医療を担う医療機関で、大学病院の本院など、厚生労働大臣が承認した病院。

地域医療支援病院…病床数が 200 床以上かつ地域の診療所や中小病院との連携を担う医療機関で、都道府県知事が承認した病院。

※2 「一定金額以上の初診料等」の金額（下限額）

○他の病院又は診療所からの文書による紹介がない初診患者に対して支払いを求める金額

医科 5,000 円 歯科 3,000 円

○他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院を受診した再診患者に対して支払いを求める金額

医科 2,500 円 歯科 1,500 円

この制度は平成 28 年 4 月 1 日から施行されていますが、取扱いに関する関係通知等が 3 月下旬に公表されたため、地方自治体による条例の制定等に要する期間を考慮し、公立病院等については、平成 28 年 9 月 30 日までの間、経過措置が設けられています。

2 料金設定について

(1) 上限額（消費税を含んだ額）

附属病院及び附属市民総合医療センター（センター病院）における料金の上限額を設定します。

他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき	5,400 円
他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるとき	2,700 円

(2) 設定の考え方

- 厚生労働大臣が規則等で定める下限額を基本とし、市内の地域中核病院と均衡を図ります。なお、分娩に係る患者については、消費税は非課税となります。
- 歯科については、市大の附属 2 病院では口腔外科として外科的な治療を行っているため、医科と同額とします。（地域中核病院でも医科と歯科は同額です。）

3 施行日について

法人の規程で定める日から施行することとします。

市内の地域中核病院等においては、4 月 1 日からすでに実施していることを踏まえ、市大では議案の議決後の認可を受け、速やかに施行するため、7 月 1 日の施行を予定しています。

4 その他

市立病院についても、市大の附属 2 病院と同様の取扱いとして、料金を設定する条例案を今定例会に提案しています。

《参考1》 市内における義務化の対象病院（全10病院）

種別	病院名	料金
市大附属病院（2）	横浜市立大学附属病院	議案提案中 （初診時 5,400 円 再診時 2,700 円を予定）
	横浜市立大学附属市民総合医療センター	
市立病院（2）	横浜市立市民病院	
	横浜市立みなと赤十字病院	
地域中核病院（4）	昭和大学横浜市北部病院	初診時 5,400 円 再診時 2,700 円 （28年4月1日から実施）
	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	
	恩賜財団済生会横浜市南部病院	
	労働者健康安全機構横浜労災病院	
その他（2）	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	
	昭和大学藤が丘病院	

《参考2》 附属病院とセンター病院における27年度の対象患者の数と割合

- 【 附属病院 】 紹介状を持たない初診患者数：2,277人 初診患者全体に占める割合：7.3%
- 【 センター病院 】 紹介状を持たない初診患者数：1,709人 初診患者全体に占める割合：4.3%